

防犯カメラの設置及び運用に関する有識者会議開催要綱

(目的)

第1 防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用するための「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」策定に伴い、専門的な見地から意見を伺うため、「防犯カメラの設置及び運用に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2 有識者会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県が策定するガイドラインに関し、意見を述べること。
- (2) 防犯カメラとプライバシー保護に係る諸問題に対し、意見を述べること。

(構成)

第3 有識者会議は、宮城県環境生活部長が別に定める者(以下「委員」という。)の出席をもって開催する。

(座長)

第4 有識者会議に座長を置く。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 有識者会議は、宮城県環境生活部長が招集する。

- 2 宮城県環境生活部長は、各委員が一堂に会することが困難な場合は、事務局から各委員に対して意見聴取を実施させ、これを会議に代えることができる。
- 3 宮城県環境生活部長は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6 有識者会議の庶務は、宮城県環境生活部共同参画社会推進課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、宮城県環境生活部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(第3条関係)

防犯カメラの設置及び運用に関する有識者会議委員

氏名	職名等
前田 雅英	日本大学法科大学院教授
横田 由樹	弁護士
鳥飼 和宏	NHK仙台放送局 広報・事業部長
佐々木 奈緒子	宮城県PTA連合会副会長
三瓶 満	宮城県防犯設備士協会会長
佐藤 雅英	サンモール一番町商店街振興組合事務長
矢崎 剛	(株)セブンイレブン・ジャパン 東北ゾーン総務担当マネジャー
新妻 知樹	仙台市市民局生活安全安心部長